

川崎市上下水道局入江崎水処理センター西系水処理施設上部に事業者が設置する太陽光発電設備で発電された電力の購入に関する公募型プロポーザル方式事務取扱要綱を廃止する要綱

川崎市上下水道局入江崎水処理センター西系水処理施設上部に事業者が設置する太陽光発電設備で発電された電力の購入に関する公募型プロポーザル方式事務取扱要綱（令和５年７月１８日５川上下計第４６号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和８年２月２５日から施行する。